

# 障害福祉サービス費等の請求に係る よくある返戻の理由について

本書では、よくある返戻理由と、その対応方法について御紹介します。

返戻理由等については、本書の他、国民健康保険中央会発行の「請求事務ハンドブック」も必ず確認してください。

尚もご不明の場合は、別添の「問い合わせ票」にご記入の上、本会へFAXしてください。

## よくあるエラー内容と対応方法

エラーコード	エラー原因	対応方法
<b>ED01、ED02</b> : 該当の請求情報は既に支払確定済です。	過去に同一の請求情報が送信され、既に支払が確定しています。	過去に同一の請求情報を送信していないか確認してください。 既に審査決定された請求情報について修正したい場合は、市町村へ過誤調整を依頼し、過誤調整が決定した後に請求情報を送信してください。
<b>EG03、EG07</b> : 受給者台帳に該当の支給決定が存在しません。	介護給付費明細書情報（契約情報）に入力されている決定サービスコードが、受給者台帳に登録されていません。	介護給付費明細書情報（契約情報）の決定サービスコードを確認してください。 確認後、不明の場合は市町村へお問い合わせください。
<b>EG01、EG02</b> : 受給者台帳に該当の受給者情報が存在しません。	存在しない受給者番号です。または請求明細書のサービス提供年月が障害程度区分認定有効期間外です。	受給者番号が正しいか確認してください。またはサービス提供年月が受給者証の有効期間内か確認してください。確認後、不明の場合は市町村へお問い合わせください。
<b>EG13</b> : 該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です。	請求明細書のサービス提供年月が受給者台帳の支給決定サービスコードの有効期間外です。	サービス提供月が支給決定の有効期間内か確認してください。確認後、不明の場合は市町村へお問い合わせください。
<b>EN21</b> : 利用者負担額②の計算値が不正です。	利用者負担額②の値が、請求額集計欄の1割相当額と異なる。 （※一部例外あり）	利用者負担額②の値が、請求額集計欄の1割相当額と等しいことを確認してください。 ※例外：無償化対象者、災害等で特例情報「有」の受給者、多子軽減対象者
<b>EN24</b> : 利用者負担額②の計算値が不正です。（多子軽減後の額）	利用者負担額②の値が、多子軽減後の額と異なる。	利用者負担額②の値が、 1 第2子軽減対象児童の場合は、総費用額×5/100（小数点以下切捨） 2 第3子以降軽減対象児童の場合は、0円となっているか確認してください。
<b>PP19</b> : 実績記録票に該当するサービスが明細書にありません。	請求明細書が何らかのエラーで返戻となった場合、当該明細書に対応するサービス実績記録票も自動的に返戻となります。	修正した請求明細書とサービス実績記録票を再度提出してください。
<b>「S」から始まるエラーコードについて（例：SA11）</b>	市町村審査においてエラー判定され、返戻となったものです。	内容については、該当の市町村にお問い合わせください。